

第 677 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 7 年 7 月 18 日(金) 10:00～

場所：神戸クリスタルタワー16 階

第 3 共用会議室

(神戸市中央区東川崎町 1－1－3)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について
- (2) 特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の
進め方について
- (3) 今後の日程等について
- (4) 実地視察の報告について

3 閉 会

兵庫地方最低賃金審議会

第 677 回審議会資料

令和 7 年 7 月 18 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 677 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

	頁番号
資料 1： 令和 7 年度 特定最低賃金申出状況一覧表	1
資料 2： 各申出書の写し（抜粋）	2
資料 3： 各申出書の合意労働者数、適用労働者数及び最低賃金に関する協定書の 金額等一覧表	11
資料 4： 地方最低賃金審議会委員説明資料（特定最低賃金編）	27

令和 7 年度 特定最低賃金申出状況一覧表 兵庫労働局

最低賃金の件名		塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具製造業 具製造業	電子部品・デバイス・電子回路 製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具製造業・試	自動車小売業
受 理 日		7. 7. 4	7. 7. 1	7. 7. 1	7. 7. 1	7. 7. 1	7. 7. 1	7. 7. 1
申出の内容		改 正	改 正	改 正	改 正	改 正	改 正	改 正
申 請 ケース	労働協約	○	○	○	○	○	○	○
	公正競争							
適用労働者数	[分母A]	1, 816	22, 606	50, 338	44, 000	14, 904	2, 029	16, 020
合意労働者数	[分子B]	644	9, 438	17, 142	22, 611	6, 325	1, 053	6, 137
		(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)
合意者割合	B/A×100%	35. 5%	41. 7%	34. 1%	51. 4%	42. 4%	51. 9%	38. 3%
最も低い金額	労働協約(時間額)	1, 160円	1, 294円	1, 165円	1, 208円	1, 200円	1, 135円	1, 135円
	公正競争(時間額)							
	算定の方法	月額173, 579円を月間労働時(149. 6時間)で除した値	月額203, 200円を月間労働時間(157時間)で除した値	月額178, 000円を月間労働時間(152. 66時間)で除した値	月額195, 000円を月間労働時間(161. 36時間)で除した値	月額192, 000円を月間労働時間(160時間)で除した値	月額181, 600円を月間労働時間(160時間)で除した値	月額178, 000円を月間労働時間(156. 8時間)で除した値
現在適用の特定最低賃金額(自動車小売業は地賃)		1, 099円	1, 116円	1, 087円	1, 053円	1, 126円	1, 053円	1, 052円
今年度の労働協約の最も低い額との差額		61円	178円	78円	155円	74円	82円	83円
申 出 者		日本化学エネルギー産業労働組合兵庫地方連絡会	日本基本幹産業労働組合連合会兵庫基本部	J A M 山陽兵庫基本幹産業労働組合連合会兵庫基本部	電機連合兵庫地方協議会	日本基本幹産業労働組合連合会兵庫基本部	J A M 山陽	自動車総連兵庫地方協議会

各申出書の写し（抜粋）

1. 塗料製造業
2. 鉄鋼業
3. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
4. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
5. 輸送用機械器具製造業
6. 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
7. 自動車小売業

兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2025年6月30日

日本化学エネルギー産業労働組合連合会
兵庫地方連絡会議長
日油労働組合 宮本 喜代司



申 入 書

最低賃金法第15第1項の規定により、兵庫県塗料製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者1,816名

2、改定の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県塗料製造業最低賃金

3、申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4、申し出の理由

兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者は1,816名であり、そのうち644名が最低賃金に関する労働協約の適用を受けている状況を踏まえて、上記2、に掲げる最低賃金の改正の決定を申し出るものである。

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,160円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,099円/時間額

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書及び委任状 ③兵庫県における塗料製造事業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

令和7年7月1日

兵庫労働局

局長 赤松 俊彦 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号

日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部

委員長

北

山

本

部

宜

神

戸

市

灘

区

岩

屋

中

町

4

丁

目

4

番

8

号



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規程により、兵庫県特定最低賃金（鉄鋼業）の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 22,606名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県鉄鋼業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{兵庫県における鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数}} = \frac{9,438 \text{ 名}}{22,606 \text{ 名}} = 41.7\% \rightarrow 3 \text{ 分の } 1 \text{ 以上}$$

(最も低い) 労働協約の金額 = 203,200 円/月額、10,160 円/日額、1,294 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,116 円/時間額

5. 添付書類

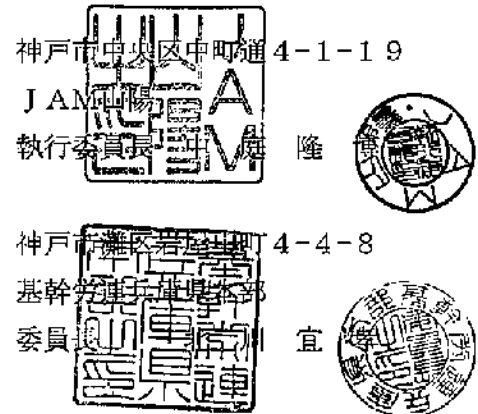
- ① 労働協約（最低賃金に関する確認書または覚書）の写し
- ② 申出に関する合意（合意者一覧表）及び申請代表者に対する委任書（各組合の委任書）
- ③ 兵庫県における鉄鋼業の労働者数の概数及び、この内、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の内訳
- ④ 最低賃金協定月額ならびに月間所定労働日数・月間所定労働時間



以 上

令和7年7月1日

兵庫労働局長
赤松俊彦殿



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の特定最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者50,338人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 17,142人

兵庫県におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 50,338人

最も低い労働協約の金額 時間額 1,165円

最も高い労働協約の金額 時間額 1,441円

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意を含む）

③ 兵庫県下における、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

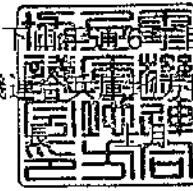


以上

兵庫労働局
局長 殿

神戸市中央区下福元5丁目3番30号

電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
最低賃金審議会



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規程により、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	22,611名	
兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数	44,000名	$\frac{22,611}{44,000} = 51.4\% > \text{概ね} \frac{1}{3} \text{以上}$
(最も低い) 労働協約の金額 = 1,208円/時間額		
現在適用されている法定最低賃金額 = 1,053円/時間		

5. 添付書類

①労働協約の写、②申出合意書及び委任状、③兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数



以上

令和7年7月1日

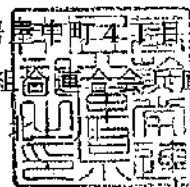
兵庫労働局

局長 赤松 俊彦 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋町4丁目4番8号

日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部

委員長



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 14,904 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,325 人

兵庫県における輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 14,904 人

=42.4%→3分の1以上

(最も低い) 労働協約の金額＝ 1,200 円/時間

現在適用されている法定最低賃金金額＝ 1,126 円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申出合意者及び委任状

③兵庫県下における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

④所定労働時間数及び所定労働日数



以 上

令和7年7月1日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

神戸市中央区中町通4丁目1-19
JAM山陽
執行委員 庭 隆



申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者2,029人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,053人

兵庫県における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 2,029人

最も低い労働協約の金額	時間額	1,135円
-------------	-----	--------

最も高い労働協約の金額	時間額	1,266円
-------------	-----	--------

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意書を含む）

③ 兵庫県下における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の事業所と当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



以上

令和 7 年 7 月 1 日

兵庫 労働局長
赤松 俊彦 殿

自動車総連 兵庫 地方協議会
森本 大



申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 16,020 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第 15 条の 2 に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上に達していること。

(2) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,137 名

兵庫県における自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 16,020

名

$= 6,137 > \text{概ね } 3 \text{ 分の } 1 \text{ 以上}$

労働協約の金額 $= 1,135 \text{ 円/時間額}$

現在適用されている法定最低賃金額 $= 1,052 \text{ 円/時間}$



5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申し出合意書及び委任状
- ③ 兵庫県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以 上

令和7年度 合意労働者数
産業別 : 塗料製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	242
2	B社		有	66
5	C社	b労働組合	有	154
6	D社	c労働組合	有	21
7	E社	d労働組合	有	114
8	F社	e労働組合	有	14
9	G社	f労働組合	有	33
合 計				644

令和7年度 最低賃金協定額
産業別 : 塗料製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	150.00	7.5 (20日)		9,750	1,300
2	B社					
3	C社	155.65	7.75 (20.08日)	184,000		1,170
4	D社	150.00	7.5 (20.0日)	191,130		1,270
5	E社	150.0	7.5 (20.0日)			1,200
5	F社	149.6	7.42 (20.16日)	173,579	8,608	1,160
6	G社	150.0	7.5 (20.0日)	193,600		1,290

令和7年度 合意労働者数
産別名 : 鉄鋼業
ケース : 労働協約

	事 業 所 名	労 働 組 合 名	最賃協定の有無	労 働 者 数
1	A社	a労働組合	有	1, 295
2	B社	b労働組合	有	744
3	C社	c労働組合	有	553
4	D社		有	355
5	E社	d労働組合	有	2, 944
6	F社	e労働組合	有	131
7	G社	f労働組合	有	398
8	H社		有	24
9	I社	g労働組合	有	1, 260
10	J社	h労働組合	有	253
11	K社	i労働組合	有	328
12	L社	j労働組合	有	304
13	M社	k労働組合	有	247
14	N社	l労働組合	有	431
15	O社		有	142
16	P社		有	29
合 計				9, 438

令和7年度 最低賃金協定額
産別名 : 鉄鋼業
ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	161.87	(20.4日)	215,000		1,328
2	B社					
3	C社	157.5	(20.4日)	224,560		1,426
4	D社					
5	E社					
6	F社	157.7	(21.8日)	235,000		1,491
7	G社	159.3	(19.9日)	219,000		1,375
8	H社					
9	I社	158.3	(21.6日)	216,000		1,365
10	J社	158.23	(21.83日)	232,500		1,469
11	K社	157.5	(20.4日)	222,560		1,413
12	L社	157.0	7.8333 (20日)	203,200		1,294
13	M社	159.05		230,000		1,446
14	N社	157.5	(20.4日)	217,000		1,378
15	O社					
16	P社					

令和7年度 合意労働者数

産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	決議(合意)書の有無	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	有	386
2	B社	b労働組合	有	有	142
3	C社	c労働組合	有	有	175
4	D社	d労働組合	有	有	471
5	E社	e労働組合	有	有	1,002
6	F社	f労働組合	有	有	507
7	G社	g労働組合	有	有	135
8	H社	h労働組合	有	有	941
9	I社	i労働組合	有	有	823
10	J社	j労働組合	有	有	3,027
11	K社	k労働組合	有	有	3,860
12	L社	l労働組合	有	有	1,992
13	M社	m労働組合	有	有	898
14	N社	n労働組合	有	有	1,071
15	O社	o労働組合	有	有	1,037
16	P社	p労働組合	有	有	675
	合計				17,142

令和7年度 最低賃金協定額
産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	160.0	8 (20日)	210,000	10,500	1,313
2	B社	153.4	7.67 (20日)	190,000	9,500	1,239
3	C社	152.52	7.41 (20.75日)	182,200	8,852	1,195
4	D社	159.33		190,000		1,193
5	E社	152.66		178,000		1,165
6	F社	155		191,000		1,228
7	G社	160.64	8 (20.08日)	205,600	10,239	1,279
8	H社	157.5	(20.4日)	224,560	11,008	1,426
9	I社	157.5	(20.4日)	227,000	11,127	1,441
10	J社	159.3		212,400		1,333
11	K社	159.3		212,400		1,333
12	L社	160	(20日)	208,000	10,400	1,300
13	M社	160	(20日)	208,000	10,400	1,300
14	N社	160	(20日)	208,000	10,400	1,300
15	O社	160		208,000	10,400	1,300
16	P社	160	(20日)	208,000	10,400	1,300

令和7年度 合意労働者数

産業別 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	248
2	B社	b労働組合	有	142
3	C社	c労働組合	有	320
4	D社	d労働組合	有	277
5	E社	e労働組合	有	295
6	F社	f労働組合	有	210
7	G社	g労働組合	有	1,651
8	H社	h労働組合	有	675
9	I社	i労働組合	有	287
10	J社	j労働組合	有	729
11	K社	k労働組合	有	488
12	L社	l労働組合	有	138
13	M社	m労働組合	有	116
14	N社	n労働組合	有	1,588
15	O社		有	
16	P社	o労働組合	有	1,700
17	Q社	p労働組合	有	535
18	R社	q労働組合	有	813
19	S社	r労働組合	有	1,782
20	T社	s労働組合	有	2,341
21	U社		有	
22	V社		有	

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
23	W社	t労働組合	有	4,430
24	X社	u労働組合	有	294
25	Y社	v労働組合	有	125
26	Z社	w労働組合	有	222
27	AA社	x労働組合	有	55
28	AB社	y労働組合	有	580
29	AC社	z労働組合	有	347
30	AD社		有	
31	AE社		有	
32	AF社	aa労働組合	有	700
33	AG社	ab労働組合	有	200
34	AH社	ac労働組合	有	318
35	AI社	ad労働組合	有	799
36	AJ社		有	
37	AK社		有	
38	AL社	ae労働組合	有	206
合 計				22,611

令和7年度 最低賃金協定額

産業別：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	153.70	7.75 (19.84日)	200,000		1,301
2	B社	153.70	7.75 (19.84日)	203,000		1,321
3	C社	153.70	7.75 (19.84日)	203,000		1,321
4	D社	153.70	7.75 (19.84日)	201,000		1,308
5	E社	153.70	7.75 (19.84日)	200,000		1,301
6	F社	155.00	7.75 (20.00日)	200,000		1,290
7	G社	153.70	7.75 (19.84日)	200,000		1,290
8	H社	153.70	7.75 (19.83日)	200,000		1,301
9	I社	161.36	8.00 (20.17日)	205,000		1,270
10	J社	154.38	7.75 (19.92日)	205,000		1,328
11	K社	154.38	7.75 (19.92日)	205,000		1,328
12	L社	154.40	7.75 (19.92日)	189,800		1,229
13	M社	154.30	7.75 (19.91日)	200,000	10,046	1,297
14	N社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
15	O社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
16	P社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
17	Q社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
18	R社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
19	S社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
20	T社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
21	U社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
22	V社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
23	W社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
24	X社	155.00	7.75 (20.0日)	207,000		1,335
25	Y社	155.00	7.75 (20.0日)	200,000		1,290
26	Z社	155.00	7.75 (20.0日)	200,000		1,290
27	AA社	161.36	8.0 (20.17日)	195,000		1,208
28	AB社	155.00	8.0 (20.0日)	207,000		1,335
29	AC社	154.35	7.75 (19.92日)	205,000		1,328
30	AD社	154.35	7.75 (19.92日)	205,000		1,328
31	AE社	154.35	7.75 (19.92日)	205,000		1,328
32	AF社	154.00	7.75 (19.92日)	200,000		1,299
33	AG社	155.16	7.75 (20.02日)	202,000		1,302
34	AH社	154.38	7.75 (19.91日)	208,000		1,347
35	AI社	155.00	7.75 (20.0日)	201,000		1,297
36	AJ社	155.00	7.75 (20.0日)	201,000		1,297
37	AK社	155.00	7.75 (20.0日)	201,000		1,297
38	AL社	156.666	7.8333 (20.0日)	200,000		1,277

令和7年度 合意労働者数

産業別 : 輸送用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	930
2	B社		有	1,134
3	C社		有	3,253
4	D社	b労働組合	有	591
5	E社	c労働組合	有	187
6	F社	d労働組合	有	230
合 計				6,325

令和7年度 最低賃金協定額

産業別 : 輸送用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	160	(20日)	208,000		1,300
2	B社					
3	C社					
4	D社	159.3		212,400		1,333
5	E社	160	(20日)	192,000		1,200
6	F社	160	(20日)	192,000	9,600	1,200

令和7年度 合意労働者数

産業別 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	561
2	B社	b労働組合	有	492
合 計				1,053

令和7年度 最低賃金協定額

産業別 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	160	8 (20日)	181,600	9,080	1,135
2	B社	158	8 (19.75日)	200,000		1,266

令和7年度 合意労働者数
産別名 : 自動車小売業
ケース : 労働協約

番号	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	1,310
2	B社	b労働組合	有	1,256
3	C社	c労働組合	有	196
4	D社	d労働組合	有	1,159
5	E社	e労働組合	有	530
6	F社	f労働組合	有	571
7	G社	g労働組合	有	325
8	H社	h労働組合	有	790
合 計				6,137

令和 7 年度 最低賃金協定額
産別名 : 自動車小売業
ケース : 労働協約

番号	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]		
				月額	日額	時間額
1	A社	157.8	7.66 (20.6日)	200,000	9,716	1,267
2	B社	159.18	7.58 (21日)	198,900	9,471	1,249
3	C社	156.25		195,000	9559	1,247
4	D社	156.8	(20.9日)	178,000	8,510	1,135
5	E社	163.3	(20.4日)	209,400	10,265	1,282
6	F社	157.5		185,000		1,174
7	G社	162	(20.7日)	208,800	10,087	1,288
8	H社	162.05	7.75 (20.91日)	227,630	10,886	1,405



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方最低賃金審議会委員説明資料

<特定最低賃金編>

兵庫労働局 労働基準部賃金室

令和7年5月

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

＜特定最低賃金の規定例＞

名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（中略）を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する<u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

◆最低賃金の決定方式別件数

最低賃金

271
件

地域別最低賃金
47件

特定最低賃金

224
件

新産業別最低賃金

222件

旧産業別最低賃金

2件

都道府県労働局長決定分 222件

※労働協約ケース: 137件
公正競争ケース: 85件

厚生労働大臣決定分 0件

都道府県労働局長決定分 1件
(奈良県木材・木製品・家具製造業最低賃金)

厚生労働大臣決定分 1件
(全国非鉄金属最低賃金)

(注1)労働協約ケース: 同種の基幹的労働者の1/2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。

公正競争ケース: 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該特定最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。

3 (注2)令和7年3月末日現在にて、特定最低賃金額が地域別最低賃金額を下回っているものは89件。

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

- 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

＜具体例＞

- 労働者X → 時間額900円
(A県勤務労働者)
- 労働者Y → 時間額950円
(A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)
- 労働者Z → 時間額1,000円
(A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店、総合スーパーに従事する労働者)



- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある
 - ※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある
 - これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置くか、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。
 - (「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)
 - この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。
 - (すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

- 派遣労働者には、**派遣先の事業場**が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆ 特定最低賃金に関する、主な答申等

＜昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申＞

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金(現行の特定最低賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

＜平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告＞

○ 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。

- ・ 審議会での審議に資するため、「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」(別紙1※次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。
- ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

＜平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告＞

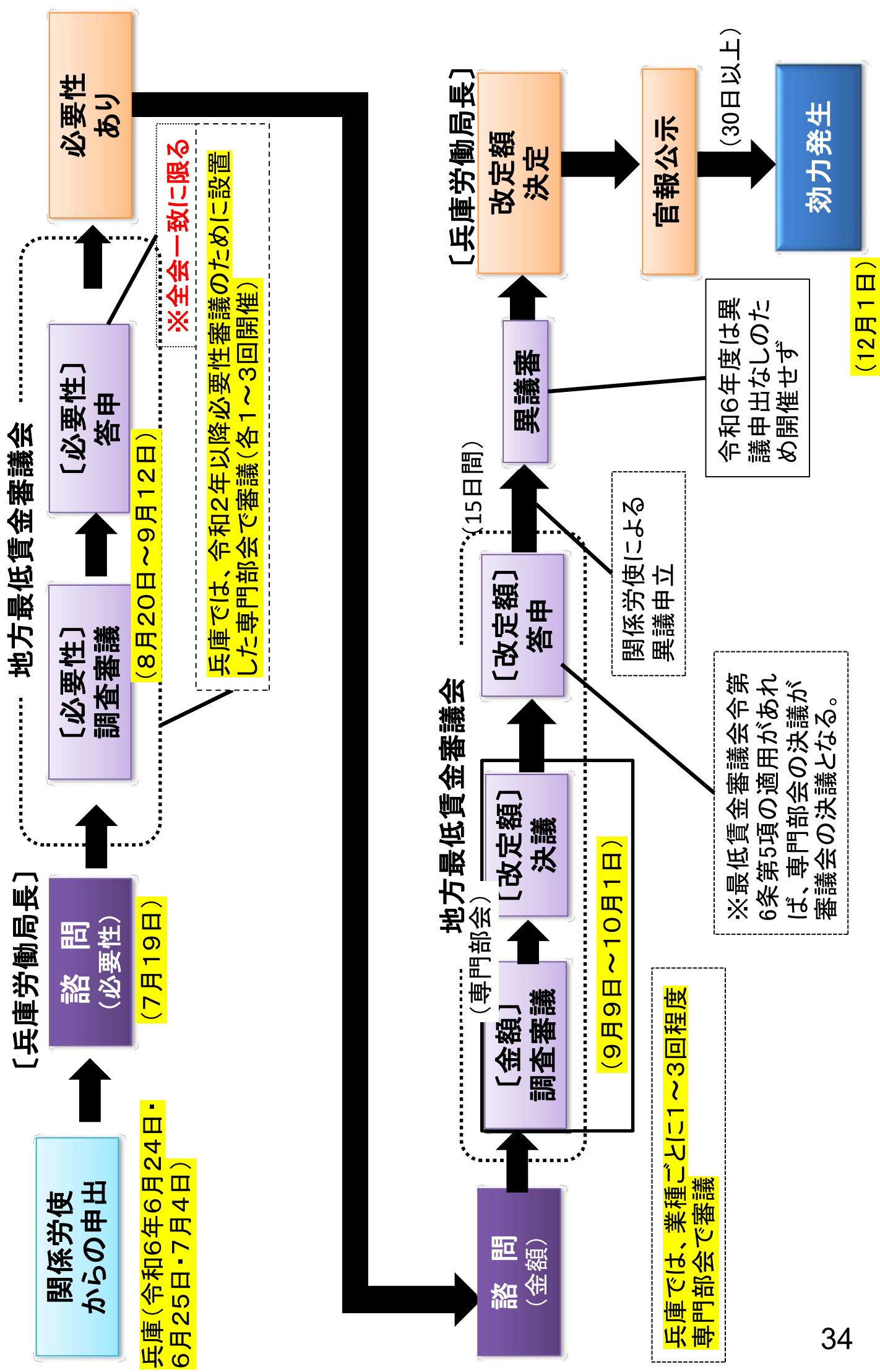
○ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たったの視点（別紙1）

- ① 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか
 - ・産業別最低賃金適用産業の産品、生産態様、サービス等が類似しているか
 - ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
 - ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか
- ② 産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか
- ③ 産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか
- ④ 産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間等にとの程度の賃金格差があるか
- ⑤ 産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性があるか

◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること
公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日 中央最低賃金審議会了承)

◆ 特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等（令和7年3月末）

設定件数（件）	適用使用者数（千人）	適用労働者数（千人）
224（※1）	85	2,956

	新設	改正	廃止
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0

（※1） 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

(令和7年3月末時点)

業 種		件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業	係	5	3	144
繊維工業	係	5	7	139
木材・木製品製造業	係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業	係	2	1	84
印刷・同関連産業	係	1	3	33
塗料製造業	係	4	1	63
ゴム製品製造業	係	1	1	37
窯業・土石製品製造業	係	4	3	105
鉄鋼業	係	20	31	1,481
非鉄金属製造業	係	9	9	420
金属製品製造業	係	4	9	116
一般機械器具製造業	係	25	229	5,418
精密機械器具製造業	係	7	8	222
電気機械器具製造業等	係	45	213	8,932
輸送用機械器具製造業	係	33	144	8,636
新聞・出版業	係	1	1	5
各種商品小売業	係	30	15	1,693
自動車小売業	係	23	202	1,967
自動車整備業	係	1	10	33
道路貨物自動車運送業	係	1	3	24
木材・木製品・家具・装備品製造業	係	1	4	7
全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）	関係	1	1	4
総 合 計		224	899	29,569

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1（百人）としている。
- 4 全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)

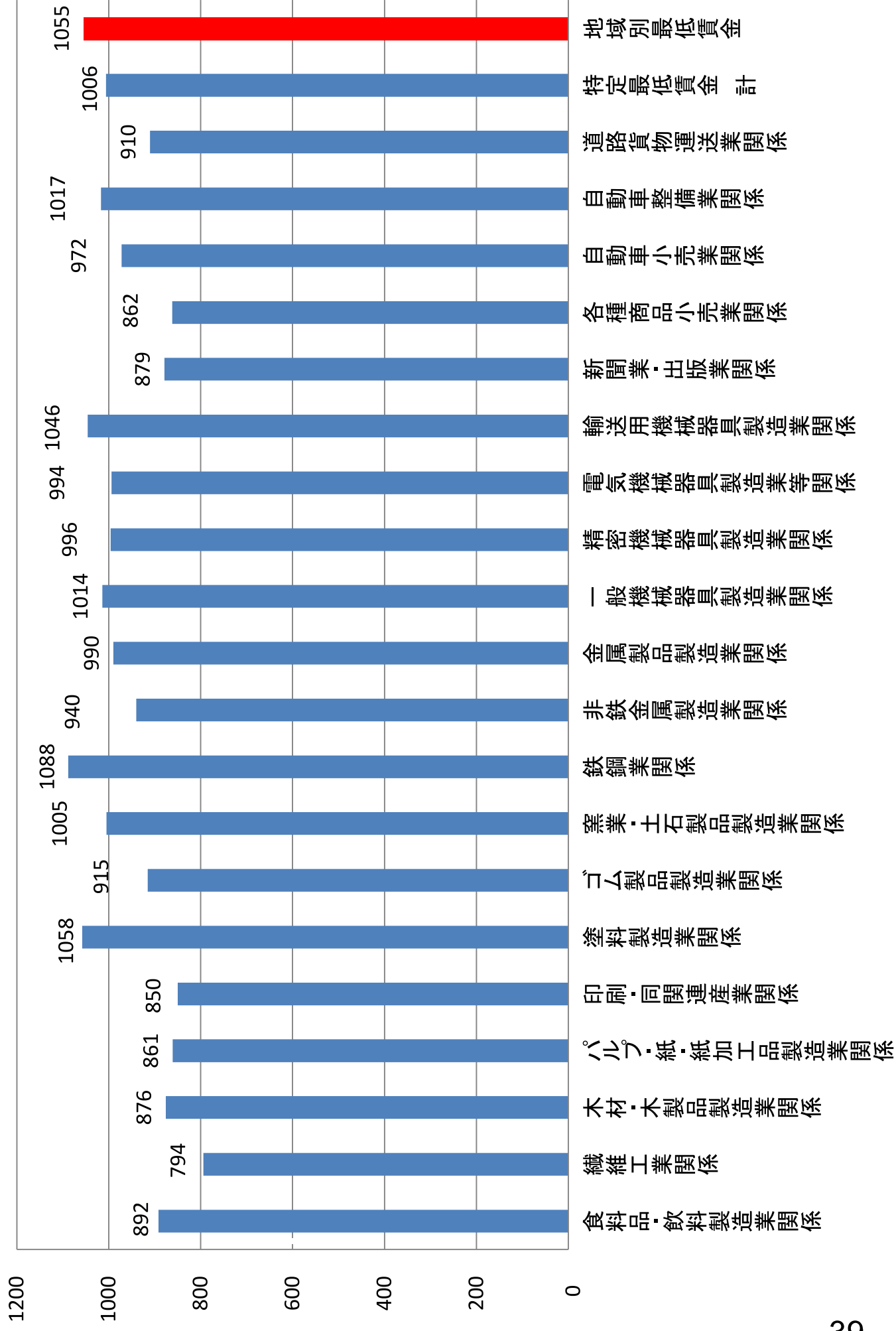
(令和7年3月末時点)

業 種		件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業	係	1	1	50
パルプ・紙・紙加工品製造業	係	1	1	24
塗料製造業	係	3	1	48
窯業・土石製品製造業	係	3	3	84
鉄鋼業	係	17	26	1,335
非鉄金属製造業	係	6	5	196
金属製品製造業	係	1	7	73
一般機械器具製造業	係	16	139	3,493
精密機械器具製造業	係	4	4	140
電気機械器具製造業等	係	34	140	6,299
輸送用機械器具製造業	係	30	125	7,649
各種商品小売業	係	5	1	169
自動車小売業	係	12	105	913
自動車整備業	係	1	10	33
総 合 計		134	568	20,506

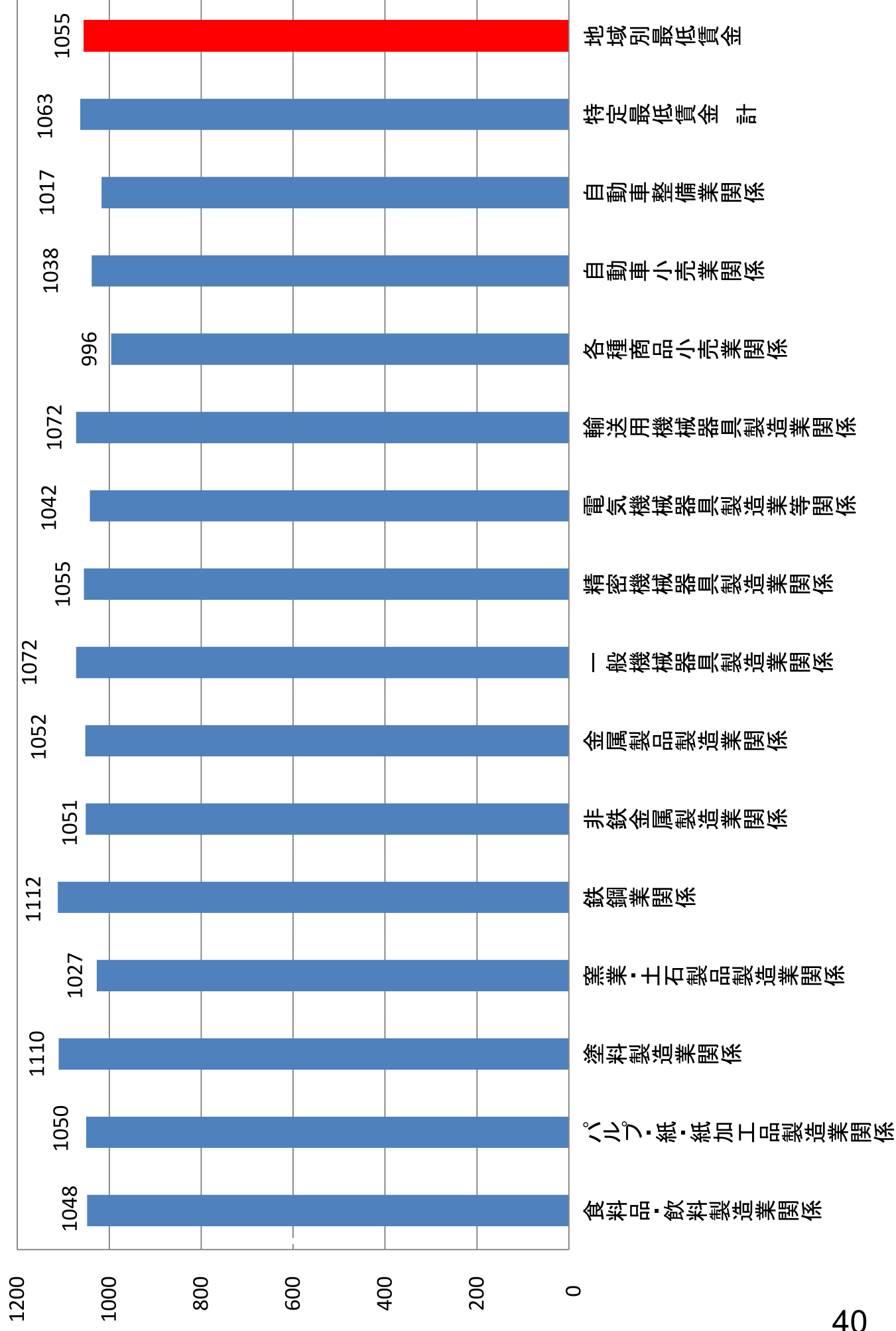
(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。

◆ 特定最低賃金の全国加重平均額（令和7年3月末現在）
（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）



◆ 特定最低賃金の全国加重平均額（令和7年3月末現在）
（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く）





兵労発基 0718 第 1 号
令和 7 年 7 月 18 日

兵庫地方最低賃金審議会
会 長 山 口 隆 英 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 成 真 一

兵庫県塗料製造業最低賃金ほか 6 件の改正決定の
必要性の有無及び改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記 1 から 7 の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 7 号）
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 10 号）
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 4 号）
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 3 号）
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 2 号）